

家計急変採用事由D（新型コロナウイルス感染症に係る影響） 申請受付終了のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等に対しては、国等の公的支援を受けた者を「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱うことにより、給付奨学金（家計急変採用）の申請対象としてきたところですが、この新型コロナウイルス感染症に係る影響による給付奨学金（家計急変採用）における申請については、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、要件としていた国等の各種公的支援制度（特例措置）が申請受付を順次終了している状況を踏まえ、以下の事由発生の日及び申請期限をもって受付を終了いたします。

■ 事由発生日の期限

令和5年7月31日（月）

■ 申請期限（スカラネット入力完了日）

令和5年10月31日（火）

注意点

- ・ 家計急変採用は事由発生日から3か月以内に申請をする必要があります。
事由発生日が令和5年6月30日の場合は、令和5年9月30日が申請期限となります。
- ・ 事由発生日が令和5年8月1日以降の場合は、令和5年10月31日までに申請したとしても受付はできません。

申請期限を過ぎると受付はできませんのでご注意ください
申請を希望する場合はお早めに在學校に相談してください